

地方財政運営に関する提言

地域主権改革では、住民により身近な基礎自治体が、地域における行政の中心的な役割を担うものと位置づけられている。その主体である市町村は、「補完性の原則」に基づいて役割を分担する中で、自主的、自立的な行財政運営を確保することが求められているが、財政基盤の確立を抜きにしては到底なしえないものである。

「地域主権改革」を主要な政策に掲げる政府においては、以下の事項について確実に措置を講じるよう求める。

1 地域主権改革における地方税財源の充実

現在の景気低迷への対応や、社会保障関係経費の増加、既存施設の老朽化への対応など財政需要は増加の一途であるが、住民に最も身近な基礎自治体が、地方の実情に応じ、行政サービスを自主的、主体的にかつ、迅速、的確に提供するためには一般財源を充実する必要がある。

本年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づき、「義務付け・枠付けの見直し」や「基礎自治体への権限移譲」などを確実に進めるとともに、**それに見合う税源移譲を実施すること。実施にあたっては、税源の偏在性が少なく、税収の安定性が確保される地方消費税の拡充を含めた地方税体系を、国民全体の議論を踏まえ再構築すること。**

また、法人税制の抜本改革が検討されているが、地方財源の減少とならないよう、交付税の法定率の引上げなどにより確実に財源措置を講じること。

さらに、地球温暖化対策のための税の検討に当たっては、中核市においても地球温暖化対策に多額の経費を支出しており、そのための地方の財源を十分に確保すること。

2 中核市の財政需要への財源措置

保健所の運営をはじめとした中核市の財政需要への財源措置については、政令市のように新規の財源措置が認められるものではなく、特例市と同様に地方交付税措置による増額補正がなされるだけであり、自主財源が乏しいと言わざるを得ない。また、中核市は、地域医療において、地域の中核的な医療機関としての市立病院を経営している事例が多いが、医療崩壊が社会問題化する中で経営の効率化をはかりながら、地域住民のニーズに応えている。

さらに、中核市は事務配分の特例により道府県から多くの事務が移譲されているが、税源移譲を含めた財源措置が十分にされているとは言えない。

こうした実態を踏まえ、**権能や役割に応じた財源措置を確実に行うこと。**

3 地方交付税の充実

本年6月に閣議決定された財政運営戦略における中期財政フレームにおいて、地方の一般財源の総額について、平成23年度から25年度までの期間中、22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保すると明記されたことは、一定の評価ができるが、地方財政の自主的かつ安定的な運営に必要となる**地方交付税総額の確保・充実を確実に行うこと。**

また、本来緊急一時的な措置である臨時財政対策債による対応が恒常化しており、この状況が続けば、公債費負担の増大に伴い、将来の財政運営に禍根を残すことになりかねない。このため、地方の財源不足に対しては、地方交付税法に基づく国税の法定率の引き上げなどにより確実に対応すること。

4 国の施策として行う事業の財源措置

妊婦健診の公費負担の拡充や女性特有のがん検診など、**国が期間を限定して行う事業について**、地方自治体が補助期間終了にあわせて事業を終了させることは、現実には困難である。このような事業の実施にあたっては、**特定財源で必要額を確実に交付すること。**

また、平成22年度は児童手当を取り込む形で地方に財政負担を残すものとなった子ども手当や外国人登録法廃止に伴う住民基本台帳法改正に対応するための経費など**国の施策として実施する事業についても、国の負担により確実に財源を措置すること。**

なお、一括交付金については、あらかじめ地方との協議を十分に行い、一括交付金化に乗じて補助金等を削減することなく、総額を確保すること。また、地方交付税との整合性に留意するとともに、対象事業を実施する地方自治体に直接交付されるよう制度設計を行うこと。

平成22年10月29日

中核市市長会